

鳥取市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 5 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

## 鳥取市条例第 4 2 号

### 鳥取市税条例の一部を改正する条例

鳥取市税条例（昭和 2 5 年鳥取市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条の 7 第 1 項第 5 号の表特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせの項を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例による改正前の第 2 7 条の 7 第 1 項第 5 号の表特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に規定する期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。